



様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第 1 面）

産業廃棄物処理計画書

平成 28 年 6 月 20 日

大 分 県 知 事 殿

提出者

住 所

大分市舞鶴町1丁目3番18号
梅林建設株式会社

氏 名

代表取締役社長 橋本秀徳

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号 097-534-4151（内線）300

（担当部署）品質環境管理部

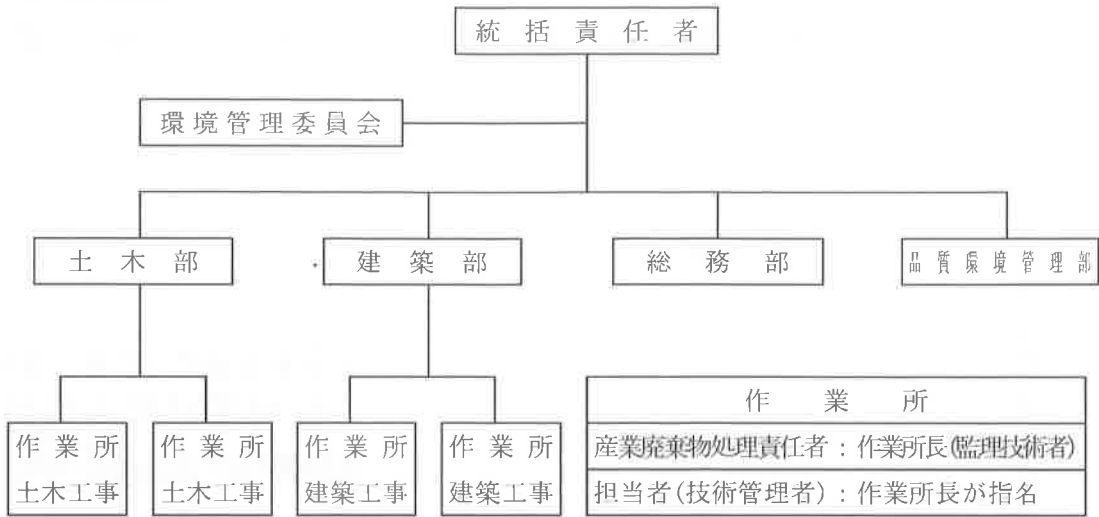
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	梅林建設株式会社	
事業場の所在地	大分市舞鶴町1-3-18 TEL 534-4151	
計画期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
①事業の種類	(大分類D) 建設業	日本標準産業分類番号 総合工事業/一般土木建築工事業 0611
②事業の規模	完成工事額：174.0億円【平成26年度】(本社)	
③従業員数	246名(本社)	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り	

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成27年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排出量	1,941 t	
	(これまでに実施した取組) ・簡易梱包材の使用を各業者に要請している。 ・産廃の発生量を予め検討しておき、管理に努めている。		
②計画	【目 標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排出量	1,562 t	
	(今後実施する予定の取組) ・計画段階から産廃の発生抑制を考慮に入れる。 ・各業者には、資材過多等により産廃が計画以上に発生しないよう呼びかけていく。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別している産業廃棄物：廃石膏ボード、金属くず 他 ・各会議にて、所長及び職員に産廃分別の教育を実施し、意識の底上げを図っている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現場での分別を環境目標とし、更に産廃業者の処分方法を調べることで、より適切なりサイクル方法をとる業者と契約することを徹底する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	—	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目 標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	—	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	—	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目 標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	—	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（平成 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t
	（これまでに実施した取組）	
②計画	【目 標】	
	産業廃棄物の種類	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t
	（今後実施する予定の取組）	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

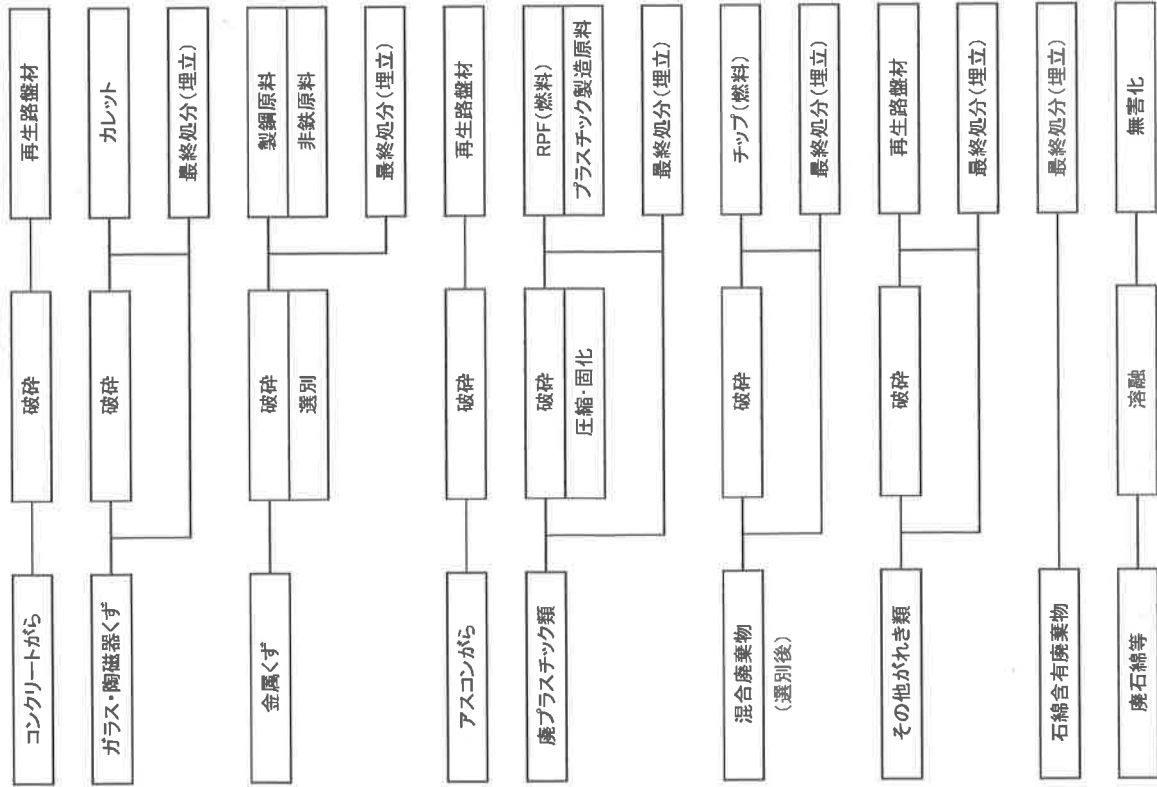
①現状	【前年度（平成27年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙の通り
	全処理委託量	1,941 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t
	再生利用業者への処理委託量	1,926 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t
（これまでに実施した取組）		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結する。 ・ 現在使用している電子マニフェストの普及、拡大を図る。 ・ 顧客指定が無い限り、極力電子マニフェスト導入業者を採用する。 ・ 電子委託契約を採用し、普及、拡大を図る。 		

		【目 標】	
		産業廃棄物の種類	別紙の通り
②計画	全処理委託量	1,562 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	1,545 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度に引き続き、電子マニフェストの普及、拡大を図る。 ・電子委託契約を積極的に採用し、普及、拡大を図る。 ・優良認定業者として認定された産廃処理業者の採用を推進する。 			
※事務処理欄			

別紙 産業廃棄物の一連の処理の工程

No.1

(産業廃棄物の種類) (中間処理委託) (リサイクル製品または最終処分委託)



No.2

(産業廃棄物の種類) (中間処理委託) (リサイクル製品または最終処分)

